

2009年度個別指導での指摘事項（歯科）①

東海北陸厚生局指導監査課から「平成21年度個別指導における指摘事項一覧」が公表された。以下に公表された指摘事項の主なものをまとめたので今回から数回に分けて紹介する。

I. 診療録

- ①診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要事項の記載を充分行うこと。
- ②コンピューターにて診療録を作成する場合は、診療の都度、診療内容を確認し、署名（記名押印）を行うこと。
- ③慢性歯周疾患を傷病名欄に記載する際は、歯周疾患の進行の度合いを省略することなく記載すること。（P1、P2、P3と分けて部位ごと記載すること。）
- ④診療行為の手順通りに診療録に記載すること。
- ⑤再初診時に診療録を別にしない。2号用紙は糊付けする等により、診療録の飛散を防止し、一括保管するよう努めること。
- ⑥保険から自費に移行した場合は、診療録に自費に移行した旨を記載すること。

II. 歯科技工指示書

- ①歯科技工指示書の記載内容（設計・製作方法・使用材料・発行年月日・歯科医師の住所及び氏名・歯科技工所の名称）に不備が認められた。
- ②技工納品書の内容を必ず確認すること。

III. 診療内容

1. 初・再診料

- ①障害者加算を算定しているにも関わらず診療録に患者の状態が記載されていないもの、あるいは記載が不十分なものがある。

2. 医学管理

【歯科疾患管理料】

- ①管理計画書の記載内容が不十分。
- ②管理計画書の控えが添付されていない例が認められたので、診療録に提供文書の控えを添付すること。
- ③2回目以降の継続管理計画書の提供に際し、提供時期（管理計画の内容に変更があった時、一連の補綴治療が終了した時、前回提供日から3月以内に1回以上提供など）であるにも関わらず提供されていない例が認められた。
- ④歯科疾患管理料を算定し、管理計画書を提供しない場合において、管理計画に基づく疾患管理の要点が記載されていない、あるいは記載が不十分な例がある。
- ⑤歯周基本検査を実施していない1回目の歯科疾患管理料が算定されていた。

【機械的歯面清掃加算】

- ①歯科衛生士による機械的歯面清掃を行った際、診療録への歯科医師が指示した内容の記載がない例が認められた。

【歯科衛生実地指導料】

- ①指導内容が算定要件（プラークチャートを用いたプラークの付着状況の指摘）を満たしていないものが認め

られた。

- ② 歯科衛生士に指示した指導内容等の要点を診療録に記載していないものが認められた。
- ③ 文書提供をした際は、歯科衛生士業務記録簿に提供文書の控えを添付すること。
- ④ (指導内容の要点・プラークチャート) が歯科衛生士業務記録簿に記載されていない、あるいは不十分である。
- ⑤ 診療録に記載されている実施時間と歯科衛生士業務記録簿に記載されている実施時間とが相違する症例が認められた。

【新製有床義歯管理料】

- ① 算定時に文書提供をしていない、あるいは文書の記載内容が不十分な事例が認められた。
- ② 診療録に管理の要点 (調整箇所・指導内容) が記載されていないものが認められた。

【有床義歯管理料】

- ① 診療録に指導内容の要点が記載されていない、あるいは記載が不十分なものが認められた。

3. 検査

- ① 細菌簡易培養検査・顎運動関連検査 (ゴシックアーチ描記法) などを算定したにもかかわらず、検査結果を診療録に記載していないものが認められた。
- ② 計画的に欠損補綴物を製作する上で、必要性が認めにくい顎運動関連検査 (チェックバイト検査) を算定していた。
- ③ 平行測定 (6 歯以上) が算定要件 (模型を製作し、サベーター等で測定する) を満たしていないものが認められた。

【歯周組織検査】

- ① (歯周基本検査・歯周精密検査) を算定したにもかかわらず、診療録に検査結果の記載が認められなかった。
- ② 歯周基本検査 (ポケット測定 [1 点以上]・動揺度)、歯周精密検査 (ポケット測定 [4 点以上]・プロービング時の出血の有無・動揺度・プラークの付着状況) の算定要件を満たしているとは認めにくい症例が認められた。
- ③ 切開と同日の歯周組織検査は認められない。
- ④ 口腔内写真は、歯周組織の状態が把握できるように撮影すること。

4. 画像診断

- ① 一連の症状の確認のために同一部位に撮影 (デンタル・パノラマ・その他) を行ったにもかかわらず、写真診断の所定点数の 50 / 100 で算定していない例が認められた。
- ② (デンタル・パノラマ) X線写真で (不鮮明な・現像不備な・目的部位の撮影がされていない) ものが認められた。
- ③ 写真診断の所見を診療録に記載していない、あるいは記載内容が不十分なものが認められた。

5. 投薬

- ① 適応外・画一的な薬剤投与が認められた。
- ② 病名、症状、経過、年齢を考慮した上で、適切に薬剤投与を行うこと。
- ③ 薬剤情報提供料の提供文書の記載内容 (名称・用法・用量・効能・効果・副作用・相互作用) が不十分。
- ④ セルベックスを賦形剤として使用することは、原則行わないようにすること。